



福岡医発第991号(地)

平成18年 8月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



平成18年度及び平成19年度医療関係施設整備事業における医療貸付事業
の融資対象者に対する個別融資相談会の開催等について

平成18年度及び平成19年度における病院及び介護老人保健施設等（ただし、直接貸付の取扱範囲にかかるもの）の医療関係施設整備等事業に、「独立行政法人 福祉医療機構」の医療貸付事業の融資を希望する融資対象者の利便を図ることを目的に標記相談会が開催される旨、福岡県保健福祉部医療指導課より別紙のとおり通知がありました。

「独立行政法人 福祉医療機構」では、療養病床を有している病院及び診療所で、本年7月の療養病床の診療報酬改定により、診療報酬が大幅に減額となり一時的な資金不足が生じる医療機関及び「介護保険移行準備病棟」、「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために退職金の支払い等が発生するために一時的な資金不足が生じる医療機関を対象に、経営の安定化を図るために必要な運転資金の貸付を行っております。

九州ブロックの相談会の開催は下記のとおりです

つきましては、本件に関しまして、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

《九州ブロック相談会》

△と き：平成18年9月11日（月） 13：00～17：00

平成18年9月12日（火） 9：00～12：00

△ところ：福岡ガーデンパレス「雲仙の間」

福岡市中央区天神4-8-15



小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



(公印省略)

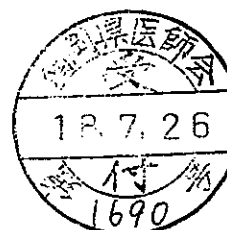
18医指第1171号
平成18年7月25日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長 殿
福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部医療指導課長

平成18年度及び平成19年度医療関係施設整備事業における
医療貸付事業の融資対象者に対する個別融資相談会の開催等について

このことについて、独立行政法人福祉医療機構から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。



医相第 0710001 号
平成 18 年 7 月 10 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

独立行政法人 福祉医療機構
医 療 貸 付 部 長



平成 18 年度及び平成 19 年度医療関係施設整備事業における
医療貸付事業の融資対象者に対する個別融資相談会の開催について

当機構の業務につきましては、平素より種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 18 年度及び平成 19 年度における病院及び介護老人保健施設等（ただし、直接貸付の取扱範囲にかかるもの）の医療関係施設整備等事業に、当機構医療貸付事業の融資を希望する融資対象者の利便を図るとともに、医療貸付業務のより円滑・迅速な運営を行うことを目的に開催いたします。

つきましては、別添のとおり、来る 8 月 28 日（月）から全国 8 ブロックにて個別融資相談会を開催することといたしましたので、ご連絡いたします。

併せて、貴管下の関係機関等への周知方につきましてご手配賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当機構の東京本部・大阪支店では、個別融資相談会以外にも随時融資相談を行っていることを申し添えます。

平成 18 年度及び平成 19 年度医療関係施設整備事業における
医療貸付事業の融資対象者に対する個別融資相談会実施要綱

1. 趣旨

平成 18 年度及び平成 19 年度において、病院及び介護老人保健施設等(ただし、直接貸付の取扱範囲にかかるもの)の医療関係施設整備等事業に、独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業の融資を希望する融資対象者の利便を図るとともに、当機構医療貸付業務のより円滑・迅速な運営を行うため、全国で「個別融資相談会」を開催するものとする。

2. 実施時期 平成 18 年 8 月下旬から 9 月中旬

3. 開催地

全国を 8 ブロックに分け、各地で相談会を開催する。

- (1) 北海道ブロック (札幌市)
- (2) 東 北ブロック (仙台市)
- (3) 関 東ブロック (東京都：福祉医療機構本部)
- (4) 中 部ブロック (名古屋市)
- (5) 北 陸ブロック (金沢市)
- (6) 近 畿ブロック (大阪府：福祉医療機構大阪支店)
- (7) 中四国ブロック (岡山市)
- (8) 九 州ブロック (福岡市)

4. 相談体制

1 開催 1 ブロックにつき、原則 2 ～ 3 人体制とする。

各ブロックの対応は本・支店の取扱区分によるものとする。

5. 会場

ブロック毎に相談者の利便性等を考慮し選定する。

6. 実施方法

- (1) 相談日は基本的に 2 日間程度とし、各ブロックで柔軟に対応する。
- (2) 「融資相談会」は、相談から借入申込書の配付までを基本とする。

7. 主催者

独立行政法人 福祉医療機構 (本部・大阪支店)

(参考：ブロック内訳、日時、会場、住所、連絡先)

◎北海道ブロック(札幌市)

8月28日(月)13:00~17:00、29日(火)9:00~15:00

北海道厚生年金会館「鈴蘭の間」

札幌市中央区北1条西12丁目 TEL 011-231-9551

◎東北ブロック(仙台市)

9月4日(月)13:00~17:00、5日(火)9:00~15:00

メルパルク仙台「桜の間」

仙台市宮城野区榴岡5-6-51 TEL 022-792-8111

◎関東ブロック(東京都港区)

8月30日(水)10:00~17:00、31日(木)10:00~17:00

独立行政法人福祉医療機構(東京本部)

港区虎ノ門4-3-13秀和神谷町ビル TEL 03-3438-9940

◎中部ブロック(名古屋市)

9月11日(月)13:00~17:00、12日(火)9:00~15:00

メルパルク名古屋「桜の間」

名古屋市東区葵3-16-16 TEL 052-937-3535

◎北陸ブロック(金沢市)

9月7日(木)13:00~17:00、8日(金)9:00~15:00

メルパルク金沢「マーガレットの間」

金沢市玉川町9-15 TEL 076-233-3381

◎近畿ブロック(大阪市)

8月28日(月)10:00~17:00、29日(火)10:00~17:00

独立行政法人福祉医療機構(大阪支店)

大阪市中央区南本町3-6-14イトウビル3階 TEL 06-6252-0218

◎中四国ブロック(岡山市)

9月4日(月)13:00~17:00、5日(火)9:00~15:00

メルパルク岡山「末広の間」

岡山市桑田町1-13 TEL 086-223-8100

◎九州ブロック(福岡市)

9月11日(月)13:00~17:00、12日(火)9:00~12:00

福岡ガーデンパレス「雲仙の間」

福岡市中央区天神4-8-15 TEL 092-713-1112

独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業の融資対象者に対する 個別融資相談会の開催について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設の整備等に対し、種々ご相談を受けているところですが、医療貸付事業融資を希望する方の利便を図るために、全国8ブロックで個別融資相談会を開催いたします。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ◎北海道ブロック (札幌市) | 8月28日(月)13:00~17:00、29日(火)9:00~15:00 |
| 北海道厚生年金会館「鈴蘭の間」 札幌市中央区北1条西12丁目 TEL 011-231-9551 | |
| ◎東北ブロック (仙台市) | 9月4日(月)13:00~17:00、5日(火)9:00~15:00 |
| メルパルク仙台「桜の間」 仙台市宮城野区榴岡5-6-51 TEL 022-792-8111 | |
| ◎関東ブロック (東京都) | 8月30日(水)10:00~17:00、31日(木)10:00~17:00 |
| 独立行政法人福祉医療機構本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 TEL 03-3438-9940 | |
| ◎中部ブロック (名古屋市) | 9月11日(月)13:00~17:00、12日(火)9:00~15:00 |
| メルパルク名古屋「桜の間」 名古屋市東区葵3-16-16 TEL 052-937-3535 | |
| ◎北陸ブロック (金沢市) | 9月7日(木)13:00~17:00、8日(金)9:00~15:00 |
| メルパルク金沢「マーガレットの間」 金沢市玉川町9-15 TEL 076-233-3381 | |
| ◎近畿ブロック (大阪市) | 8月28日(月)10:00~17:00、29日(火)10:00~17:00 |
| 独立行政法人福祉医療機構大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 TEL 06-6252-0218 | |
| ◎中四国ブロック (岡山市) | 9月4日(月)13:00~17:00、5日(火)9:00~15:00 |
| メルパルク岡山「末広の間」 岡山市桑田町1-13 TEL 086-223-8100 | |
| ◎九州ブロック (福岡市) | 9月11日(月)13:00~17:00、12日(火)9:00~12:00 |
| 福岡ガーデンパレス「雲仙の間」 福岡市中央区天神4-8-15 TEL 092-713-1112 | |

各ブロックとも、会場・時間等の都合もあり定員に限りがありますので、登録制とさせていただきます。ただし、当機構の東京本部・大阪支店では、開催日以外にも随時、相談を受け付けています。

この「個別融資相談会」へのご参加については、下記参加申込書によるファクシミリでお受けいたしますので、参加ご希望の方は、下記までお願いします。

なお、定員になり次第、個別相談会の受付を終了させていただきます。

(北海道・東北・関東・中部・北陸ブロック) 東京本部：東京都港区虎ノ門4-3-13 秀和神谷町ビル9階

(医療貸付部融資相談室) TEL 03-3438-9940 / FAX 03-3438-0659

(近畿・中四国・九州ブロック) 大阪支店：大阪府大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階

(融資相談課) TEL 06-6252-0218 / FAX 06-6252-0240

<個別相談会参加申込書>

法人名(お名前)			
連絡先及び 事務担当者	住所		
	連絡先	TEL () -	
	担当者 (職名)	FAX () -	
ご相談施設名 (種類)		着工時期	年 月 頃
ご希望ブロック	北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中四国・九州		
ご相談希望日・時間帯(1時間が目安です)	月 日() (:00~ :00)		

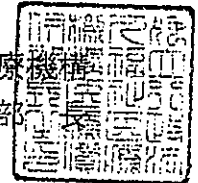
注：ご相談の時間帯は、当機構で調整しますが、必ずしもご希望に沿えないことがあります。

医 業 第 0705001 号

平成 18 年 7 月 5 日

各都道府県医務主管部長 殿

独立行政法人 福祉医療機構
医 療 貸 付 部



独立行政法人福祉医療機構の医療貸付における
病院等に対する経営安定化資金の取扱いについて

当機構の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療貸付における経営安定化資金については、従来から病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るため、慢性的な経営悪化状態等により生じた資金不足を解消するための資金として融資を行ってきたところであります。

今般、平成 18 年度の診療報酬の改定においては、療養病床について、患者の医療の必要性等に応じた評価を導入し、介護保険との役割分担の明確化を図ることとされており、具体的には、本年 7 月から、医療の必要性の高い患者に係る医療については評価を引き上げるとともに、医療の必要性の低い患者に係る医療については評価を引き下げることとされたところであります。

この際、医療機関においては、医療の必要性が低い患者を介護老人保健施設等において受け入れていくことに一定の時間を要するなどの場合には、診療報酬上の経過措置を講じてもおお一時的に資金の不足が生じることも考えられます。

については、上記のような場合には、当機構においては、現行の経営安定化資金の融資で対応をいたしますので、ご了知いただくとともに、貴管下の関係機関等への周知方につきましても併せてよろしくお願いします。

なお、当該経営安定化資金の取扱いの詳細については、別紙「療養病床を有する病院・診療所」に対する経営安定化資金の取扱いについて」のとおりであります。

《「療養病床を有する病院・診療所」に対する経営安定化資金の取扱いについて》

療養病床については、平成18年7月より新たな診療報酬体系が施行され、医療の必要性の高い患者に係る診療報酬については評価を引き上げるとともに、医療の必要性の低い患者に係る診療報酬については評価を引き下げることとなった。

このため、今回の診療報酬の改定により一時的な資金不足が生じる場合や「介護保険移行準備病棟（仮称）」あるいは「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために、職員の退職金の支払い等により、一時的に資金不足が生じる場合が想定される。このような理由により、一時的に資金繰りに困難を来す医療機関に対する経営安定化資金の融資については、次により取り扱うこととする。

1. 貸付対象

療養病床を有している病院及び診療所で、本年7月の療養病床の診療報酬改定により、診療報酬が大幅に減額になり、一時的な資金不足が生じることになったもの及び「介護保険移行準備病棟（仮称）」、「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために退職金の支払い等が発生するために一時的な資金不足が生じることになったもの。

2. 資金使途

療養病床を有する病院及び診療所の経営の安定化を図るために必要な運転資金

3. 貸付要件

独立行政法人福祉医療機構の経営診断を受け、その結果、経営の安定化が図られる見通しがあること。

4. 貸付金限度額

所要資金の額とし、病院は1億円、診療所は4,000万円の範囲内の額とし、担保価額の範囲内の額とする。

5. 貸付利率

年2.5パーセント

（平成18年7月1日現在 … 実際の利率は貸付契約時の利率を適用します。）

6. 償還期間及び据置期間

（1）償還期間

原則として5年以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は7年以内とする。

（2）据置期間 1年以内

7. 元金の償還方法

- (1) 元金償還の方法は、据置期間経過後、元金均等の月賦償還とする。
- (2) 償還の始期は、据置期間経過後最初に到来する約定月の10日とする。

8. 利息の支払方法

利息は後払いとし、元金の償還方法に準ずる。

9. 物的担保

物的担保は、原則として不動産を徴求する。

借入申込者が不動産担保評価額以上の借入を希望する場合には、診療報酬債権等を担保に徴求する。

担保評価については、時価の8割を担保価額とする。

ただし、債権保全上特に支障がないと認められたものについては、貸付金額が1,000万円以下であって、かつ償還期間が5年以内のものに限り、担保を徴しないことができる。

10. 保証人

借入申込者が法人の場合は、原則として法人の代表者及び施設管理者を含む2名以上とする。

借入申込者が個人の場合は、病院は2名以上、診療所は1名以上の連帯保証人を立てさせる。ただし、同一生計者の配偶者及び年金収入以外収入の無い親族等のみを保証人とするとは認めない。

11. 取扱方式

一時的な資金不足に対応するため、早急な審査及び契約が求められることから、借入申込方式はすべて直接貸付とする。

12. 適用期間

平成24年3月31日までに借入申込書を受け付けたものに適用する。

附 則

- 1 この取扱実施要領は、平成18年7月1日から実施する。